

# 姫島村地域防災計画修正案 新旧対照表

修正前	修正後
<p>第1部 総則</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 姫島の地勢</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 地質</p> <p>本村は東西に細長い島で<u>姫島層群と呼ばれる第三紀層の第四系堆積岩類からなる基盤とこれを覆っている4つの火山群(矢筈岳、観音崎、達磨山、柱ヶ岳)とそれをつなぐトンボロ(陸繋島)からなる島である。第三紀層は本村の基盤をなすものであって岩質によって上下二部に分けられている。</u></p> <p><u>下部は、蛭岩及び砂岩、凝灰岩の互層で両瀬から川尻に至る地帯に分布している。上部は、砂岩及び頁岩の互層で炭層を介在しており、矢筈岳の北側及び大海付近に広く分布している。</u></p>	<p>第1部 総則</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 姫島の地勢</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 地質</p> <p>本村は東西に細長い島で第四系堆積岩類からなる基盤とこれを貫く7つの単成火山、4つの小島をつなぐトンボロ(砂州)からなる島(陸繋島)である。第四系堆積岩類は、岩相によって下位より、丸石鼻層、川尻礫層、唐戸層の3つに区分されている。7つの単成火山は、約30万年前以降に活動した達磨山、城山、浮洲、矢筈岳、大海、金、稻積の各火山であり、島内各所に溶岩ドームや火口跡などの火山地形を形成している。</p>

修正前	修正後
<p>第2部 災害予防</p> <p>第2章 災害に強いむらづくり</p> <p>第4節 建築物等の安全性の確保</p> <p>第3章 災害に強い人づくり</p> <p>第3節 消防団・自主防災組織の育成・強化</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 緊急避難場所及び避難所</p> <p>村は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震・津波を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定緊急避難場所については、村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>また、指定避難所については、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定することが望ましい。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p>	<p>第2部 災害予防</p> <p>第2章 災害に強いむらづくり</p> <p>第4節 建築物等の安全性の確保</p> <p>第3章 災害に強い人づくり</p> <p>第3節 消防団・自主防災組織の育成・強化</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 緊急避難場所及び避難所</p> <p>村は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震・津波を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定緊急避難場所については、村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>また、指定避難所については、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。<u>さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。</u>なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定することが望ましい。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p>

修正前	修正後
<p>第4節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 (1)～(4) (略)</p> <p>ロ. 村は、姫島村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。</p> <p>① 要介護認定3～5を受けている者</p> <p>② 身体障がい者手帳1・2級を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）</p> <p>③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者</p> <p>④ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する精神障がい者</p> <p>⑤ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>ハ. 村は、避難支援等に関わる関係者として姫島村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>第4節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 (1)～(4) (略)</p> <p>ロ. 村は、姫島村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。</p> <p>① 要介護認定3～5を受けている者</p> <p>② 身体障がい者手帳1・2級を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）</p> <p>③療育手帳Aを所持する知的障がい者</p> <p>④精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する精神障がい者</p> <p>⑤ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>ハ. 村は、避難支援等に関わる関係者として姫島村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、<u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別計画の作成に努めるものとする。</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>

修正前	修正後
<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化</p> <p>(1) 職員の動員配備対策の充実</p> <p>(略) イ～ホ (略)</p> <p>(2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実</p> <p>(略) イ～ロ (略)</p>	<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化</p> <p>(1) 業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan）の略）の策定 村は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。 この業務継続計画は、災害時における役場の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。 また、村における業務継続計画（BCP）等が早期に策定できるよう県に支援を要請する。</p> <p>(2) 受援計画の策定 村は、救助・救急、消化活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。 また、村における受援計画が早期に策定できるよう県に支援を要請する。</p> <p>(3) 職員の動員配備対策の充実</p> <p>(略) イ～ホ (略)</p> <p>(4) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実</p> <p>(略) イ～ロ (略)</p>

修正前	修正後
<p>(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>(4) 津波監視体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) イ～ニ (略)</p> <p>ホ 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置</p> <p>災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効であることから、村は、被災者台帳の作成や、本人の同意確認、外部提供に係る申請受付窓口、情報を集約する担当課など運用に係るルールをあらかじめ検討する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(5) 災害情報の収集・伝達体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>(6) 津波監視体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) イ～ニ (略)</p> <p>ホ 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置</p> <p>災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効であることから、村は、被災者台帳の作成や、本人の同意確認、外部提供に係る申請受付窓口、情報を集約する担当課など運用に係るルールをあらかじめ検討するとともに、被災者台帳に係るシステムの導入について検討する。</p> <p>5 救助物資の備蓄</p> <p>東日本大震災を踏まえ、村内の最大避難者数を206人と想定し、村外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限度必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。</p> <p>なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に支援物資部等と備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。</p>

修正前	修正後
<p>第3部 災害応急対策</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節～第13節 (略)</p> <p>第14節 広報活動・災害記録活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 報道機関に対する情報の提供</p> <p>報道機関に対する災害情報の提供は、概ね次に掲げる事項とする。</p> <p>イ 災害の発生場所及び発生原因</p> <p>ロ 災害の種別及び発生日時</p> <p>ハ 被害の状況</p> <p>ニ 応急対策の状況</p> <p>ホ 村民に対する避難勧告・避難指示及び避難場所等の状況</p> <p>ヘ 村民並びに被害者に対する協力及び注意事項</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示及び誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難勧告・指示等の基準</p> <p>避難措置を行う場合、速やかに対策本部員をもって関係機関へ連絡するとともに、おおむね次の方法に基づき、避難勧告・指示等を実施するものとする。</p> <p>(1) 避難措置の区分</p> <p>イ 避難準備(要配慮者避難)情報</p> <p>地震・津波により人的被害の発生のおそれがあり、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する人が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供するもの。</p> <p>ロ 避難勧告…事前避難</p> <p>余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・がけ崩れ・津波等の予想される地域からの避難、火災の延焼危険地域からの避難などの危険が予想され避難が適当と判断される場合は事前に避難させる。</p>	<p>第3部 災害応急対策</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節～第13節 (略)</p> <p>第14節 広報活動・災害記録活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 報道機関に対する情報の提供</p> <p>報道機関に対する災害情報の提供は、概ね次に掲げる事項とする。</p> <p>イ 災害の発生場所及び発生原因</p> <p>ロ 災害の種別及び発生日時</p> <p>ハ 被害の状況</p> <p>ニ 応急対策の状況</p> <p>ホ 村民に対する避難勧告・避難指示(緊急)及び避難場所等の状況</p> <p>ヘ 村民並びに被害者に対する協力及び注意事項</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示及び誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難勧告・指示等の基準</p> <p>避難措置を行う場合、速やかに対策本部員をもって関係機関へ連絡するとともに、おおむね次の方法に基づき、避難勧告・指示等を実施するものとする。</p> <p>(1) 避難措置の区分</p> <p>イ 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>地震・津波により人的被害の発生のおそれがあり、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する人が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供するもの。</p> <p>ロ 避難勧告…事前避難</p> <p>余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・がけ崩れ・津波等の予想される地域からの避難、火災の延焼危険地域からの避難などの危険が予想され避難が適当と判断される場合は事前に避難させる。</p>

修正前	修正後
<p>ハ 避難指示…緊急避難 火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 津波に関する避難の勧告・指示及び誘導</p> <p>(1) 村民への避難勧告等の実施 村は、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、前第1節の3（2）にあるとおり、村長自らの判断で、直ちに海浜から退避し、速やかに近隣の高台等の安全な場所へ避難するよう勧告又は指示するものとする。 また、浸水被害が発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに海岸付近の村民等に対して避難するよう勧告又は指示するものとする。 村長が必要と認める場合は、知事を通して、避難勧告又は指示について放送機関に放送を行うことを要請するものとする。また、避難勧告・避難指示等を防災GISで入力する。</p> <p>(2)速やかな避難誘導の実施 村は、村民に対して避難するよう勧告又は指示した場合は、あらかじめ定めた避難計画に従って避難地、避難場所、避難路を指示し、役場職員、消防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行うものとする。 なお、村民等は、前第1節の3（2）にあるとおり、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された避難地に速やかに避難するものとする。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を互いに協力して行うものとする。</p> <p>第3節 津波からの避難 1～5 (略) 6 (1)～(3) (略) (4) 津波警報や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合は、迷うことなくさらに高い場所へ避難する。</p>	<p>ハ 避難指示（緊急）…緊急避難 火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 津波に関する避難の勧告・指示及び誘導</p> <p>(1) 村民への避難勧告等の実施 村は、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、前第1節の3（2）にあるとおり、村長自らの判断で、直ちに海浜から退避し、速やかに近隣の高台等の安全な場所へ避難するよう避難勧告等を発令するものとする。 また、浸水被害が発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに海岸付近の村民等に対して避難するよう勧告又は指示するものとする。 村長が必要と認める場合は、知事を通して、指示について放送機関に放送を行うことを要請するものとする。また、避難勧告及び避難指示（緊急）等を防災GISで入力することにより、自動的に各種メールで一斉配信を行う。</p> <p>(2)速やかな避難誘導の実施 村は、村民に対して避難するよう指示した場合は、あらかじめ定めた避難計画に従って避難地、避難場所、避難路を指示し、役場職員、消防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行うものとする。 なお、村民等は、前第1節の3（2）にあるとおり、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された避難地に速やかに避難するものとする。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を互いに協力して行うものとする。</p> <p>第3節 津波からの避難 1～5 (略) 6 (1)～(3) (略) (4) 津波警報や避難指示（緊急）等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合は、迷うことなくさらに高い場所へ避難する。</p>



修正前	修正後
<p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第7節</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (1) (略)</p> <p>(2) 建築物・構造物の二次災害防止 二次災害防止のため、土木対策部は次の活動を行う。</p> <p>イ 村有施設の点検及び避難対策・応急対策 村有施設の点検を行い、危険性が認められる場合は、避難及び立ち入り禁止の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。</p> <p>ロ 道路、漁港及び漁港施設等構造物の点検及び応急対策 道路、護岸、堤防等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止等の措置をとるなど二次災害防止に努める。</p>	<p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第7節</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (1) (略)</p> <p>(2) 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動 二次災害防止のため、土木対策部は次の活動を行う。</p> <p>イ 村有施設の点検及び避難対策・応急対策 村有施設の点検を行い、危険性が認められる場合は、避難及び立ち入り禁止の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。</p> <p>ロ 道路、漁港及び漁港施設等構造物の点検及び応急対策 道路、護岸、堤防等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止等の措置をとるなど二次災害防止に努める。</p> <p>ハ 被災建築物や斜面の応急危険度判定 災害により危険建築物並びに危険箇所との判定は専門的知識を必要とすることから、<u>県へ派遣依頼するものとする。</u></p>
<p>第4章 被災者の保護・救援のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要配慮者の避難等の措置 <u>村は、要配慮者及び災害により援護が必要となる者が避難所で生活するために必要な設備や場所を確保するとともに、生活が困難となった者を県及び関係機関へ協力を要請し、社会福祉施設その他適切な場所へ避難させる。</u></p>	<p>第4章 被災者の保護・救援のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要配慮者の避難等の措置 <u>村は避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。</u> <u>また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のための避難所として、旅館等の借り上げを行う。</u> <u>また、要配慮者の避難等の措置について対応できない場合、県及び関係機関へ要配慮者の受け入れ先の確保について協力を要請し、県内外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。</u></p>

修正前	修正後
<p>3 避難所の運営管理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難住民の健康への配慮                      避難者の健康管理のため、健康相談チームを編成し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、医療ニーズを把握する。                      また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないよう対策を講じる。</p> <p>(6) 避難所の生活環境への配慮                      避難所におけるトイレの確保、清掃等生活環境面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。また、プライバシーの確保等にも配慮する。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (新設)</p> <p>(9) (新設)</p>	<p>3 避難所の運営管理</p> <p>避難所の運営管理は、村長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、村は「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。                      学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう村に協力する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難住民の健康への配慮                      避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。                      また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。</p> <p>(6) 避難所の生活環境への配慮                      村は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。また、プライバシーの確保等にも配慮する。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 避難所運営訓練の実施                      村や自主防災組織が円滑に避難所を開設・運営できるよう、村職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。</p> <p>(9) 避難所での外国人への配慮                      日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者の要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。</p>

修正前	修正後
<p>4 広域一時滞在 村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。</p> <p>第2節 避難所外被災者の支援</p> <p>1 避難所外被災者の状況把握 村は、避難所外被災者の<u>状況を調査し、必要な支援を行う。</u></p> <p>2 避難所外の要配慮者 避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 巡回健康相談の実施 村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、<u>健康相談チームを編成し、巡回して健康相談を行うとともに、医療ニーズを把握する。</u></p>	<p>4 広域一時滞在 村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。 <u>また、県外市町村への受入れが必要な場合については、被災者救援部避難所対策班と総合調整室広域応援対策班が連携して当該他の都道府県へ要請を行うものとする。</u></p> <p>第2節 避難所外被災者の支援</p> <p>1 避難所外被災者の状況把握 村は、<u>車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。</u></p> <p>2 避難所外の要配慮者 避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。 <u>また、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者を配置して、適切な支援を行うものとする。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 巡回健康相談の実施 村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、<u>保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。</u></p>

修正前	修正後
<p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第6節 医療活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療救護活動情報の集約及び広報 村は、以下の情報を集約の上、広報車、自治組織等を通じて一般に広報する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 透析患者等への医療体制確立状況</p> <p>第7節 保健衛生活動</p> <p>1 保健衛生活動の責任体制 災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する活動は、村が実施するものとする。ただし、村による実施が困難である場合、県に対して協力を要請する。</p> <p>(1) 保健衛生活動の実施体制 衛生対策部は、保健衛生ニーズを的確に把握し、必要な措置を実施するとともに生活環境改善の指導を行う。</p>	<p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第6節 医療活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療救護活動情報の集約及び広報 村は、以下の情報を集約の上、広報車、自治組織等を通じて一般に広報する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況</p> <p>第7節 保健衛生活動</p> <p>1 保健衛生活動の責任体制 災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する活動は、村が実施するものとする。ただし、村による実施が困難である場合、県に対して協力を要請する。</p> <p>(1) 保健衛生活動の実施体制 衛生対策部は、公衆衛生ニーズを的確に把握し、必要な措置を実施するとともに衛生環境改善の指導を行う。</p> <p>【把握する公衆衛生ニーズ】</p> <p>イ 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態</p> <p>ロ 避難所における医療ニーズ</p> <p>ハ 避難所にいる要配慮者の数</p> <p>ニ 食料や飲料水の供給状態</p> <p>ホ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態</p> <p>へ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況</p> <p>ト 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況</p> <p>チ 有害昆虫（ハエ等）の発生状況</p> <p>リ トイレ等の衛生状態</p>

修正前	修正後
<p>2 (略)</p> <p>3 廃棄物処理の実施方法</p> <p>(1) ごみ 被災地域におけるごみは、村清掃センターにおいて処理するほか、必要に応じて埋立処分等環境保全上支障のないよう処理する。</p> <p>(2) し尿 し尿投入施設において処理するほか、必要に応じて農地還元等環境保全上支障のないよう処理する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 廃棄物処理</p> <p>(1) 災害廃棄物処理の実施</p> <p>村は、「姫島村災害廃棄物等処理計画」を作成し、排出量に対応した仮置場の確保、収集運搬手段、ごみ収集への周知活動などのごみ処理体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 姫島村災害廃棄物等処理計画の骨子</p> <p>災害に伴い大量発生が予想される災害廃棄物等処理について、排出量に対応した仮置場の確保、交通途絶となった場合の収集運搬手段、ごみ収集への周知活動などのごみ処理体制の整備を図るものとする。</p> <p>ロ 災害廃棄物等の種類</p> <p>木くず（流木を含む。）、コンクリート塊、金属くず、し尿、生活ごみ、粗大ごみ、廃油（海上流出油、アスファルト等を含む。）及び環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等。但し、放射性物質等を除く。）</p> <p>ハ 処理計画の内容</p> <p>① 災害廃棄物の収集運搬（陸上・海上）体制の整備                  ② 震災発生時におけるがれきの発生量の推計                  ③ がれきの仮置場の確保と配置計画                  ④ がれきの処理・処分計画の作成                  ⑤ 有害廃棄物対策等                  ⑥ 仮置場における環境汚染防止対策・事故防止対策</p> <p>(2) 広域処理体制の構築</p> <p>県が構築する相互支援体制に基づき、姫島村清掃センターにおいて廃棄物処理が長期にわたって困難となった場合には、県、関係機関及び周辺自治体に対して広域処理協力支援の要請を行い、衛生的かつ迅速な廃棄物処理を行うものとする。</p>

修正前	修正後
<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 住宅の供給確保</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 被災住宅の被害調査の対応</p> <p>被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。</p> <p>そのため、被災したら、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、他の市町村が被災したら、応援を行うための体制を整えておく必要がある。</p> <p>第10節～第11節 (略)</p> <p>第13節 被災動物対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (新設)</p>	<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 住宅の供給確保</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 被災住宅の被害調査の対応</p> <p>被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。</p> <p>そのため、被災したら、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、他の市町村が被災したら、応援を行うための体制を整えておく必要がある。</p> <p>村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</p> <p>第10節～第11節 (略)</p> <p>第13節 被災動物対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 被災動物救護対策指針</p> <p>「大分県被災動物救護対策指針」に基づき、県が行う被災動物の救護に協力をするものとする。</p>



修正前	修正後
<p>第1部 総則</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 地勢及び気象</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 地質</p> <p>本村は東西に細長い島で<u>姫島層群と呼ばれる第三紀層の第四系堆積岩類からなる基盤とこれを覆っている4つの火山群(矢筈岳、観音崎、達磨山、柱ヶ岳)とそれをつなぐトンボロ(陸繋島)からなる島である。第三紀層は本村の基盤をなすものであって岩質によって上下二部に分けられている。</u></p> <p><u>下部は、蛭岩及び砂岩、凝灰岩の互層で両瀬から川尻に至る地帯に分布している。上部は、砂岩及び頁岩の互層で炭層を介在しており、矢筈岳の北側及び大海付近に広く分布している。</u></p>	<p>第1部 総則</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 地勢及び気象</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 地質</p> <p>本村は東西に細長い島で四系堆積岩類からなる基盤とこれを貫く7つの単成火山、4つの小島をつなぐトンボロ(砂州)からなる島(陸繋島)である。第四系堆積岩類は、岩相によって下位より、丸石鼻層、川尻礫層、唐戸層の3つに区分されている。7つの単成火山は、約30万年前以降に活動した達磨山、城山、浮洲、矢筈岳、大海、金、稲積の各火山であり、島内各所に溶岩ドームや火口跡などの火山地形を形成している。</p>



修正前	修正後
<p>第3章 災害に強い人づくり</p> <p>第3節 消防団・自主防災組織の育成・強化</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 緊急避難場所及び避難所</p> <p>村は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震・津波を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定緊急避難場所については、村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>また、指定避難所については、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定することが望ましい。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p>	<p>第3章 災害に強い人づくり</p> <p>第3節 消防団・自主防災組織の育成・強化</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 緊急避難場所及び避難所</p> <p>村は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震・津波を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定緊急避難場所については、村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>また、指定避難所については、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。<u>さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。</u>なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定することが望ましい。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p>

修正前	修正後
<p>第4節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 (1)～(4) (略)</p> <p>ロ. 村は、姫島村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。</p> <p>① 要介護認定3～5を受けている者</p> <p>② 身体障がい者手帳1・2級を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）</p> <p>⑥ 療育手帳Aを所持する知的障がい者</p> <p>⑦ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する精神障がい者</p> <p>⑧ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>ハ. 村は、避難支援等に関わる関係者として姫島村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>第4節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 (1)～(4) (略)</p> <p>ロ. 村は、姫島村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。</p> <p>① 要介護認定3～5を受けている者</p> <p>② 身体障がい者手帳1・2級を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）</p> <p>③療育手帳Aを所持する知的障がい者</p> <p>④精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する精神障がい者</p> <p>⑤ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>ハ. 村は、避難支援等に関わる関係者として姫島村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、<u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別計画の作成に努めるものとする。</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>

修正前	修正後
<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化</p> <p>(1) 職員の動員配備対策の充実 (略)</p> <p>(2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実 (略)</p> <p>(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実 (略)</p>	<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化</p> <p>(1) 業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan）の略）の策定 村は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。 この業務継続計画は、災害時における役場の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。 また、村における業務継続計画（BCP）等が早期に策定できるよう県に支援を要請する。</p> <p>(2) 受援計画の策定 村は、救助・救急、消化活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。 また、村における受援計画が早期に策定できるよう県に支援を要請する。</p> <p>(3) 職員の動員配備対策の充実 (略)</p> <p>(4) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実 (略)</p> <p>(5) 災害情報の収集・伝達体制の充実 (略)</p>

修正前	修正後
<p>2 (略)</p> <p>3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細やかな事前措置を施していく必要がある。よって、各々について以下の対策を講じていくこととする。</p> <p>(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実</p> <p>村民の生命・財産への被害を最小限に止めるために、以下の対策を積極的に推進する。</p> <p>イ 風水害等に関する情報伝達体制の充実</p> <p>風水害等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。全国瞬時警報システム（Jアラート）や大分県防災情報システムから得られた情報を屋外拡声機等により情報提供を行っているが、今後はその運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。</p> <p>また、姫島村の居住者や一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報がの迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、全国瞬時警報システム（Jアラート）、学校等における情報端末の設置、防災情報提供メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（姫島村ホームページ他）の活用、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報伝達手段の強化を図る。</p> <p>さらに、避難勧告・避難指示の情報について、防災GISの入力により、各種メールに自動配信する。</p> <p>（以下 略）</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細やかな事前措置を施していく必要がある。よって、各々について以下の対策を講じていくこととする。</p> <p>(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実</p> <p>村民の生命・財産への被害を最小限に止めるために、以下の対策を積極的に推進する。</p> <p>イ 風水害等に関する情報伝達体制の充実</p> <p>風水害等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。全国瞬時警報システム（Jアラート）や大分県防災情報システムから得られた情報を屋外拡声機等により情報提供を行っているが、今後はその運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。</p> <p>また、姫島村の居住者や一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報がの迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、全国瞬時警報システム（Jアラート）、学校等における情報端末の設置、防災情報提供メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（姫島村ホームページ他）の活用、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報伝達手段の強化を図る。</p> <p>さらに、避難勧告・避難指示 <b>（緊急）</b> の情報について、防災GISの入力により、各種メールに自動配信する。</p> <p>（以下 略）</p>

修正前	修正後
<p>(2) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実 イ～ヘ (略)</p> <p>ト 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置 災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効であることから、村は、被災者台帳の作成や、本人の同意確認、外部提供に係る申請受付窓口、情報を集約する担当課など運用に係るルールをあらかじめ検討する。</p> <p>4 救助物資の備蓄</p> <p>東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限度必要とする主食、副食、飲料水、毛布の備蓄を行うこととする。</p>	<p>(2) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実 イ～ヘ (略)</p> <p>ト 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置 災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効であることから、村は、被災者台帳の作成や、本人の同意確認、外部提供に係る申請受付窓口、情報を集約する担当課など運用に係るルールをあらかじめ検討するとともに、被災者台帳に係るシステムの導入について検討する。</p> <p>4 救助物資の備蓄</p> <p>東日本大震災を踏まえ、<u>村</u>内の最大避難者数を<u>206人</u>と想定し、<u>村</u>外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限度必要とする主食、副食、飲料水、毛布、<u>ブルーシート</u>、<u>及び要配慮者が必要とする物資</u>の備蓄を行うこととする。 <u>なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に支援物資部等と備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。</u></p>

修正前	修正後
<p>第3部 災害応急対策</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節～第13節 (略)</p> <p>第14節 広報活動・災害記録活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 報道機関に対する情報の提供</p> <p>報道機関に対する災害情報の提供は、概ね次に掲げる事項とする。</p> <p>イ 災害の発生場所及び発生原因</p> <p>ロ 災害の種別及び発生日時</p> <p>ハ 被害の状況</p> <p>ニ 応急対策の状況</p> <p>ホ 村民に対する避難勧告・避難指示及び避難場所等の状況</p> <p>ヘ 村民並びに被害者に対する協力及び注意事項</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 水防</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (新設)</p>	<p>第3部 災害応急対策</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節～第13節 (略)</p> <p>第14節 広報活動・災害記録活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 報道機関に対する情報の提供</p> <p>報道機関に対する災害情報の提供は、概ね次に掲げる事項とする。</p> <p>イ 災害の発生場所及び発生原因</p> <p>ロ 災害の種別及び発生日時</p> <p>ハ 被害の状況</p> <p>ニ 応急対策の状況</p> <p>ホ 村民に対する避難勧告・避難指示(緊急)及び避難場所等の状況</p> <p>ヘ 村民並びに被害者に対する協力及び注意事項</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 水防</p> <p>1～4 (略)</p> <p><b>5 水防警報</b></p> <p><b>安全確保の原則</b></p> <p>水防警報は、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。</p> <p>そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短かすぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。</p> <p>(1) 水防警報は次のとおりとする。</p> <p><b>第一段階 出 動</b></p> <p>津波警報等が発表され、水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき</p> <p><b>第二段階 解 除</b></p> <p>気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。</p> <p>水防活動の必要があると認められなくなったとき。</p>

修正前	修正後	
<p>6 (新設)</p>	<p>警報の種類</p>	
	<p>種類</p>	<p>内容</p>
	<p>第1段階 (出動)</p>	<p>・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</p>
	<p>第2段階 (解除)</p>	<p>・水防活動の必要が解消した旨を通告するもの</p>
	<p>6 公用負担</p>	
	<p>(1) 水防法第28条の規定により、村長及び消防機関の長は水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において次の権限を行使することができる。</p>	
	<p>① 必要な土地の一時使用</p>	
	<p>② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用</p>	
	<p>③ 車両その他の運搬用機器の使用</p>	
	<p>④ 排水用機器の使用</p>	
	<p>⑤ 工作物その他の障害物の処分</p>	
	<p>(2) 前項の場合、村長は損失を受けた者に対し補償しなければならない。</p>	

修正前	修正後
<p>7 (新設)</p>	<p>7 水防活動に従事する者の安全確保</p> <p>法第7条の2項の規定により村長及び消防機関の長は津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防活動時にはライフジャケットを着用する。</li> <li>・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。</li> <li>・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。</li> <li>・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。</li> <li>・水防活動は原則として複数人で行う。</li> <li>・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。</li> <li>・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。</li> <li>・指揮者は、消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。</li> <li>・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。</li> <li>・津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。</li> <li>・水防活動の事例等の資料を消防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。</li> </ul>



修正前	修正後
<p>第4節 避難の勧告・指示及び誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難勧告・避難指示等の基準</p> <p>避難措置を行う場合、速やかに対策本部員をもって関係機関へ連絡するとともに、おおむね次の方法に基づき、避難勧告・避難指示等を実施するものとする。</p> <p>(1) 避難措置の区分</p> <p>イ 避難準備情報</p> <p>暴風雨、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは村民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p> <p>ロ 避難勧告…事前避難</p> <p>暴風雨、高潮又は地すべり等の発生のおそれが高まったときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。</p> <p>【基準】</p> <p>姫島村に大雨警報が発せられ、避難を要すると判断される時。</p> <p>大分地方気象台から、土砂災害警戒情報が発表され、急傾斜地崩壊、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による土砂災害の発生が予想される時。</p> <p>ハ 避難指示…緊急避難</p> <p>暴風雨、高潮又は地すべり等が発生し、又は著しく危険が切迫していると認められるときは、危険地域の住民等を速やかに安全な場所に避難させる。</p> <p>【基準】</p> <p>地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による災害が発生し、災害の拡大が予想され、速やかな避難を要すると判断される時。</p> <p>ニ 警戒区域の設定</p> <p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p>	<p>第4節 避難の勧告・指示及び誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難勧告・避難指示(緊急)等の基準</p> <p>避難措置を行う場合、速やかに対策本部員をもって関係機関へ連絡するとともに、おおむね次の方法に基づき、避難勧告・避難指示(緊急)等を実施するものとする。</p> <p>特に避難勧告等の発令時には、県内において統一したサイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。</p> <p>(1) 避難措置の区分</p> <p>イ 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>暴風雨、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは村民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p> <p>ロ 避難勧告…事前避難</p> <p>暴風雨、高潮又は地すべり等の発生のおそれが高まったときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。</p> <p>【基準】</p> <p>姫島村に大雨警報が発せられ、避難を要すると判断される時。</p> <p>大分地方気象台から、土砂災害警戒情報が発表され、急傾斜地崩壊、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による土砂災害の発生が予想される時。</p> <p>ハ 避難指示(緊急)</p> <p>暴風雨、高潮又は地すべり等が発生し、又は著しく危険が切迫していると認められるときは、危険地域の住民等を速やかに安全な場所に避難させる。</p> <p>【基準】</p> <p>地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による災害が発生し、災害の拡大が予想され、速やかな避難を要すると判断される時。</p> <p>ニ 警戒区域の設定</p> <p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p>

修正前	修正後
<p>(2) 避難勧告・避難指示等の情報伝達</p> <p>イ 避難勧告・避難指示等を発令する場合、従来のアナウンスに加え、水防信号規定に定める第4信号により、住民に周知する。</p> <p>ロ 防災GISで入力した避難勧告・避難指示等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行う。</p> <p>3 避難措置の実施</p> <p>村内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者、その他の者に対し避難措置を実施する。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、<u>居住者等に対して屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示することができる。</p> <p>(1) 村は、国東警察署姫島駐在官、国東市消防署姫島出張所長、その他に対し必要な事項を通報するとともに避難勧告・避難指示の実施に関し協力を依頼するものとする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(2) 避難勧告・避難指示 <u>(緊急)</u> 等の情報伝達</p> <p>イ 避難勧告・避難指示等を発令する場合、従来のアナウンスに加え、水防信号規定に定める第4信号により、住民に周知する。</p> <p>ロ 防災GISで入力した避難勧告・避難指示 <u>(緊急)</u> 等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行う。</p> <p>3 避難措置の実施</p> <p>村内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者、その他の者に対し避難措置を実施する。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、<u>「屋内安全確保」</u>を指示することができる。</p> <p>(1) 村は、国東警察署姫島駐在官、国東市消防署姫島出張所長、その他に対し必要な事項を通報するとともに避難勧告・避難指示 <u>(緊急)</u> の実施に関し協力を依頼するものとする。</p> <p>以下 (略)</p>

修正前	修正後
<p>第4章 被災者の保護・救援のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行う活動は、この節に定めるところにより実施する。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 要配慮者の避難等の措置</p> <p>避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所を速やかに開設するものとする。</p> <p>また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のための避難所として、旅館、ホテル等の借り上げを行う。</p> <p>また、要配慮者の避難等の措置について対応できない場合、県及び関係機関へ要請し、県内外の社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。</p> <p>4 避難所の運営管理</p> <p>(1)～(2)（略）</p>	<p>第4章 被災者の保護・救援のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行う活動は、この節に定めるところにより実施する（<u>避難勧告・避難指示（緊急）及び避難誘導については、第3章第4節に、また、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。</u>）。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 要配慮者の避難等の措置</p> <p>避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所<u>の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。</u></p> <p>また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のための避難所として、旅館等の借り上げを行う。</p> <p>また、要配慮者の避難等の措置について対応できない場合、県及び関係機関へ<u>要配慮者の受け入れ先の確保について協力を要請し、県内外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。</u></p> <p>4 避難所の運営管理</p> <p><u>避難所の運営管理は、村長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、村は「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。</u></p> <p><u>学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう村に協力する。</u></p> <p>(1)～(4)（略）</p>

修正前	修正後
<p>(5) 避難住民の健康への配慮                      村は避難者の健康管理のため、健康相談チームを編成し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、医療ニーズを把握する。</p>	<p>(5) 避難住民の健康への配慮                      村は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。                      また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。</p>
<p>(6) 避難所の生活環境への配慮                      避難所におけるトイレの確保、清掃等生活環境面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。また、プライバシーの確保等にも配慮する。</p>	<p>(6) 避難所の生活環境への配慮                      村は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。また、プライバシーの確保等にも配慮する。</p>
<p>(7) (略)</p>	<p>(7) (略)</p>
<p>(8) (新設)</p>	<p>(8) 避難所運営訓練の実施                      村や自主防災組織が円滑に避難所を開設・運営できるよう、村職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。</p>
<p>(9) (新設)</p>	<p>(9) 避難所での外国人への配慮                      日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者の要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。</p>

修正前	修正後
<p><b>4 広域一時滞在</b>            村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。</p> <p>第2節 避難所外被災者の支援</p> <p>1 避難所外被災者の状況把握            村は、避難所外被災者の<u>状況を調査し、必要な支援を行う。</u></p> <p>2 避難所外の要配慮者            避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 巡回健康相談の実施            村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、<u>健康相談チームを編成し、巡回して健康相談を行うとともに、医療ニーズを把握する。</u></p>	<p><b>5 広域一時滞在</b>            村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。  <u>また、県外市町村への受入れが必要な場合については、被災者救援部避難所対策班と総合調整室広域応援対策班が連携して当該他の都道府県へ要請を行うものとする。</u></p> <p>第2節 避難所外被災者の支援</p> <p>1 避難所外被災者の状況把握            村は、<u>車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。</u></p> <p>2 避難所外の要配慮者            避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。  <u>また、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者を配置して、適切な支援を行うものとする。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 巡回健康相談の実施            村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、<u>保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。</u></p>

修正前	修正後
<p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第6節 医療活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療救護活動情報の集約及び広報 村は、以下の情報を集約の上、広報車、自治組織等を通じて一般に広報する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 透析患者等への医療体制確立状況</p> <p>第7節 保健衛生活動</p> <p>1 保健衛生活動の責任体制 災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する活動は、村が実施するものとする。ただし、村による実施が困難である場合、県に対して協力を要請する。</p> <p>(1) 保健衛生活動の実施体制 衛生対策部は、保健衛生ニーズを的確に把握し、必要な措置を実施するとともに生活環境改善の指導を行う。</p>	<p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第6節 医療活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療救護活動情報の集約及び広報 村は、以下の情報を集約の上、広報車、自治組織等を通じて一般に広報する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況</p> <p>第7節 保健衛生活動</p> <p>1 保健衛生活動の責任体制 災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する活動は、村が実施するものとする。ただし、村による実施が困難である場合、県に対して協力を要請する。</p> <p>(1) 保健衛生活動の実施体制 衛生対策部は、<u>公衆衛生</u>ニーズを的確に把握し、必要な措置を実施するとともに衛生環境改善の指導を行う。</p> <p><b>【把握する公衆衛生ニーズ】</b></p> <p>イ 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態</p> <p>ロ 避難所における医療ニーズ</p> <p>ハ 避難所にいる要配慮者の数</p> <p>ニ 食料や飲料水の供給状態</p> <p>ホ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態</p> <p>へ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況</p> <p>ト 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況</p> <p>チ 有害昆虫（ハエ等）の発生状況</p> <p>リ トイレ等の衛生状態</p>

修正前	修正後
<p>2 (略)</p> <p>3 廃棄物処理の実施方法</p> <p>(1) ごみ 被災地域におけるごみは、村清掃センターにおいて処理するほか、必要に応じて埋立処分等環境保全上支障のないよう処理する。</p> <p>(2) し尿 し尿投入施設において処理するほか、必要に応じて農地還元等環境保全上支障のないよう処理する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 廃棄物処理</p> <p>(1) 災害廃棄物処理の実施</p> <p>村は、「姫島村災害廃棄物等処理計画」を作成し、排出量に対応した仮置場の確保、収集運搬手段、ごみ収集への周知活動などのごみ処理体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 姫島村災害廃棄物等処理計画の骨子 災害に伴い大量発生が予想される災害廃棄物等処理について、排出量に対応した仮置場の確保、交通途絶となった場合の収集運搬手段、ごみ収集への周知活動などのごみ処理体制の整備を図るものとする。</p> <p>ロ 災害廃棄物等の種類 木くず（流木を含む。）、コンクリート塊、金属くず、し尿、生活ごみ、粗大ごみ、廃油（海上流出油、アスファルト等を含む。）及び環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等。但し、放射性物質等を除く。）</p> <p>ハ 処理計画の内容</p> <p>① 災害廃棄物の収集運搬（陸上・海上）体制の整備 ② 震災発生時におけるがれきの発生量の推計 ③ がれきの仮置場の確保と配置計画 ④ がれきの処理・処分計画の作成 ⑤ 有害廃棄物対策等 ⑥ 仮置場における環境汚染防止対策・事故防止対策</p> <p>(2) 広域処理体制の構築 県が構築する相互支援体制に基づき、姫島村清掃センターにおいて廃棄物処理が長期にわたって困難となった場合には、県、関係機関及び周辺自治体に対して広域処理協力支援の要請を行い、衛生的かつ迅速な廃棄物処理を行うものとする。</p>

修正前	修正後
<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 住宅の供給確保</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 被災住宅の被害調査の対応</p> <p>被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。</p> <p>そのため、被災したら、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、他の市町村が被災したら、応援を行うための体制を整えておく必要がある。</p> <p>第10節～第13節 (略)</p> <p>第14節 被災動物対策 (新設)</p>	<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 住宅の供給確保</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 被災住宅の被害調査の対応</p> <p>被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。</p> <p>そのため、被災したら、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、他の市町村が被災したら、応援を行うための体制を整えておく必要がある。</p> <p><u>村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</u></p> <p>第10節～第13節 (略)</p> <p>第14節 被災動物対策</p> <p>大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、村は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県及び関係機関・団体との協力体制を確立する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護</p> <p>飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は県と協力し動物の保護を行う。</p> <p>2 危険動物の逸走対策</p> <p>危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。</p> <p>3 避難所における動物の保護</p> <p>村は県と協力して、飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。</p> <p>(1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣。</p> <p>(2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整</p> <p>(3) 他自治体との連絡調整及び要請</p> <p>4 被災動物救護対策指針</p> <p><u>「大分県被災動物救護対策指針」に基づき、県が行う被災動物の救護に協力をするものとする。</u></p>





